

神戸市公立大学法人行動計画（第7回）

本学教職員が、その能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランスの促進を図るとともに、働きやすい職場環境の整備を行うため、第6回行動計画に引き続き、次のように次世代育成支援対策推進法に定める行動計画を策定する。

- 1 計画期間 2023年4月1日 ～ 2025年3月31日までの2年間
- 2 内容

目標1

所定時間外労働の10%削減を目標とし、ノー残業デイの徹底業務のスリム化・効率化を図る。

<対策>

- 部署ごとに設定するノー残業デイ制度の徹底を図る。
- 事務のアウトソーシング等により、事務効率化を図る。
- 所定時間外労働時間数を把握し、安全衛生委員会で検討する。
- 36協定の周知と上限時間の徹底を図る。
- 所定時間外労働時間数を、過去3年間の10%削減を目標とし、削減に努める。

【実施にあたっての周知】

- 所属課長を通じて趣旨説明及び周知の実施
- 全職員へのメール配信

目標2

休暇取得の促進を図る。
休日出勤の原則禁止を呼びかけるとともに、振替休日の取得を促進し、職員の健康保持に努める。

<対策>

- 休日出勤の原則禁止・振替休日の積極的取得を呼びかる。
- 休日出勤・深夜勤務の事前許可の徹底を図る。
- 年休の取得状況を調査の上、取得状況が芳しくない職員には、時期を指定し取得させる。（年5日の取得）
- 夏季休暇の100%を目指し取得促進を図る。

【実施にあたっての周知】

- 所属課長を通じた趣旨説明及び周知の実施
- 全職員へのメール配信
- 休日出勤の事前承認の徹底、休日出勤者に対しての振替休日取得の周知徹底

目標3

2020年度に制度化した職員の在宅勤務を継続的に実施するとともに、在宅勤務における環境の整備を行う。

<対策>

- 2020年度に新設した在宅勤務制度を継続的に実施する。
- 2024年度には、より効率的に在宅勤務が行えるよう環境を整備する。

目標4

出産・育児に関する制度の周知に努めるほか、託児サービスの継続実施やベビーシッター派遣事業の継続実施を行うことにより子育て支援を行う。

<対策>

- 育児にかかる制度周知用資料のイントラネットでの継続掲載
- 男性職員への「部分休業」「出産補助休暇」「育児参加休暇」「出生サポート休暇」の制度周知及び取得呼びかけ
- 託児サービスの継続実施
- ベビーシッター派遣事業の継続実施

目標5

フレックス・タイム制等の多様な働き方により、ワークライフバランスの充実を図る。

- 2023年度よりフレックス・タイム制を導入する。